

関係団体 各位

兵庫県まちづくり部都市政策課長

## 環境の保全と創造に関する条例施行規則の改正による緑化基準の見直し

平素は、本県の緑化施策の推進に御理解と御協力を賜りありがとうございます。県では、「環境の保全と創造に関する条例」及び「環境の保全と創造に関する条例施行規則（以下「規則」という。）」により、市街化区域内の建築物及びその敷地の緑化基準を定め、都市緑化を推進しています。

このたび、令和6年1月中旬を目処に下記のとおり規則の一部改正を予定しており、令和6年4月1日から施行することとしていますので、貴団体会員への周知をお願いいたします。

今後は、今回の改正内容を盛り込んだ緑化基準の取扱い（緑化基準運用要綱）を作成し、県のホームページに掲載いたします。

## 記

### 1 改正案の主な内容

#### (1) 緑地面積の算定 [規則 別表第15関係]

##### ア 高木による緑化

高木が低木又は地被植物と同じ植栽基盤に植えられている場合、現行基準では、高木と低木等の重複算定を認めていませんが、改正案では、植栽基盤の面積及び高木ごとの樹冠面積（樹冠が重複する部分を除く。）の合計とします。

また、高木1本当たりの樹冠面積を次の表のとおり規定します。

植栽時の樹木の高さ	樹冠面積
1メートル以上2.5メートル未満	3.8平方メートル
2.5メートル以上4メートル未満	8平方メートル
4メートル以上	13.8平方メートル

##### イ 壁面緑化

壁面緑化の生育状況が他の緑化に比べて悪い事例が散見されることに鑑み、緑地面積として算定できる壁面緑化の方法を、原則として、植栽基盤を壁面に直接設置するもの（基盤造成型）とします。ただし、その他確実に生育が見込める製品や仕様を計画される場合は、内容を審査した上で緑地面積への算定可否を判断します。その際、生育実績に加え、植栽基盤（土壌）の仕様、補助資材と樹種の組合せ等を緑化計画に示していただく必要があります。

## (2) 二酸化炭素排出抑制に資する建築物等・設備における義務緑化面積の緩和

[規則 別表第17関係]

### ア ZEB・ZEH水準の建築物又は木造建築物

ZEB・ZEH水準、木造建築物の新築、改築又は増築を行う場合、エネルギー削減量や二酸化炭素固定化量に応じて、以下の(ア)又は(イ)の式により算定した面積を緑地面積とみなすことができます。ただし、敷地において緑地面積に算入できる面積は、義務緑化面積の2分の1を上限とします。

#### 【算定式】

ZEB水準<sup>\*1</sup>又はZEH水準<sup>\*2</sup>

$$\text{m}^2\text{あたりの一次エネルギー消費量 (MJ/m}^2\text{年)} \times \text{延べ面積 (m}^2\text{)} \div 1,728 \times 1/2 = \text{みなし緑地の面積}$$

※1：ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）水準の建築物

先進的な建築設計によるエネルギー負担の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネ化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物をいいます。

具体的には、①ZEB、②Nearly ZEB、③ZEB Ready、④ZEB Oriented を指します。

※2：ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）水準の住宅

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅をいいます。

具体的には、①ZEH、②ZEH<sup>+</sup>、③Nearly ZEH、④Nearly ZEH<sup>+</sup>、⑤ZEH Oriented、⑥ZEH-M、⑦Nearly ZEH-M、⑧ZEH-M Ready ⑨ZEH-M Orientedを指します。

### 木造建築物

$$\text{木造建築物の床面積 (m}^2\text{)} \times 0.07 \times 1/2 = \text{みなし緑地の面積}$$

### イ その他（電気自動車充電設備や小型風力発電設備など）

届出者からの提案を受け、エネルギー削減量等に応じた面積を緑地面積としてみなすものとします。ただし、事前の個別協議（窓口：兵庫県都市政策課）が必要になります。

## 2 施行日

令和6年4月1日

※ 施行日以降の届出について適用します。

担当 兵庫県まちづくり部 都市政策課緑化政策班 芦谷  
電話 078-362-3563（直通）

e-mail: Hiroshi\_Ashitani@pref.hyogo.lg.jp

令和6年1月はモデルオフィス実施中（出勤率40%）のため、本件に係る問合せはメールでお願いします。